



5 納税証明書と所得証明書

ざいりゅうしかく へんこう こ ほいくしょ えん い こうてきじゅうたく にゅうきよ もう こ
在留資格の変更や、子どもを保育所(園)に入れるとき、または公的住宅に入居を申し込むときなどには、
しゅうにゅう しょうめい のうぜいしょうめいしょ しょとくしょうめいしょ ひつよう ばあい しょうめいしょ ひつよう ばあい
収入を証明する納税証明書や所得証明書が必要となる場合があります。証明書が必要な場合は
がつ にちげんざいす し くちょうそん やくしょ しんせい てすりょう ひつよう
あなたが1月1日現在住んでおられた市区町村の役所へ申請してください(手数料が必要です)。
しょとくとう しょうめいしょ かくていしんこくしょ うつ さんしょう げんせんちようしゅうひょう さんしょう い
なお、所得等の証明書として、確定申告書の写し(2-1(2)参照)や源泉徴収票(2-1(3)参照)も位
ちづ
置付けられます。

5-1 二重課税防止手続

にほん はたら しゆとく しきん もとで ほんこく じぎょう お とち こうにゆう おお
日本で働いて取得した資金を元手に、本国で事業を起こしたり、土地を購入したりするケースも多いよう
ほんこく たがく ぜいきん せいきゆう にじゅうかぜい お おそ
ですが、このとき、本国から多額の税金を請求される(二重課税)といったことが起きる恐れがあります。そ
にほん ちゅうごく かんこく く に じひようさんしょう あいだ
こで、日本とアメリカ、中国、韓国、ブラジル、インドネシア、フィリピン、タイなどの国(次表参照)の間に、
にじゅうかぜい ふせ そ ぜいそうごじょうやく むす にほんこくない しょとく たい のうぜい しょうめい
二重課税を防ぐ租税相互条約というものがある(2-1(2)参照)が結ばれており、日本国内での所得に対する納税を証明す
きこく にじゅうかぜい かいひ
ることで、帰国してからの二重課税を回避することができます。



租税条約締結国一覧表

平成21年1月現在

ばんごう 番号	こくめい 国名	ばんごう 番号	こくめい 国名	ばんごう 番号	こくめい 国名
1	アイルランド	16	シンガポール	31	バングラデシュ
2	アメリカ	17	スイス	32	フィジー
3	イスラエル	18	スウェーデン	33	フィリピン
4	イタリア	19	スペイン	34	フィンランド
5	インド	20	スリ・ランカ	35	ブラジル
6	インドネシア	21	タイ	36	フランス
7	イギリス	22	ちゅうごく 中国	37	ブルガリア
8	ヴェトナム	23	きゅう 旧 チェコスロヴァキア(注1)	38	ベルギー
9	エジプト	24	デンマーク	39	ポーランド
10	オーストラリア	25	ドイツ	40	マレーシア
11	オーストリア	26	トルコ	41	みなみ 南 アフリカ
12	オランダ	27	ニュージーランド	42	メキシコ
13	カナダ	28	ノールウェー	43	ルーマニア
14	かんこく 韓国	29	パキスタン	44	ルクセンブルグ
15	ザンビア	30	ハンガリー	45	きゅう れん ちゅう 旧 ソ連(注2)

(注1) 旧チェコスロヴァキアの条約はチェコ共和国・スロヴァキア共和国との間で引き続き適用される。

(注2) 旧ソ連との条約は、ロシア連邦・キルギスタン共和国・グルジア共和国・タジキスタン共和国・ウズベキスタン共和国・トルクメニスタン・ウクライナ・アルメニア共和国・ベラルーシ共和国・モルドヴァ共和国の間で引き続き適用される。

しゅつてん こくぜいちょう
出典: 国税庁